

4. 投資優遇措置

新規生産開始や拡大投資に加え、技術センターとビジネス支援サービスセンターへの投資に対しても投資優遇措置を受けることが出来ます。2015年5月1日に発行した投資優遇措置法の改正に伴い、投資家はより多くの優遇措置を申請出来るようになった。

支援対象分野

製造業

- 製造業分野における新規生産及び生産拡大

技術センター

- 研究開発センターの新規建設及び拡大

ビジネス支援サービスセンター

以下の活動の開始及び拡大:

- シェアードサービスセンター
- ソフトウェア開発センター
- ハイテック修理センター
- データセンター
- 顧客支援センター（コールセンター）

国家優遇措置制度

税制上の優遇措置	新規企業に対する 10年間までの法人税免除
	既存企業に対する 10年間までの一部法人税免除
雇用創出補助金	新規雇用創出に対する資金援助
訓練・再訓練補助金	新入社員の訓練・再訓練に対する資金援助
設備投資の補助金	製造業及び技術センターにおける戦略的な投資に対する資金援助
不動産税	5年までの不動産税免除

税制上の優遇措置

税制上の優遇措置は、2種類に分類される。新規企業（法人）が投資プロジェクトの目的で設立された場合、その企業は10年間までの法人税免除を受ける資格がある。チェコの既存企業（法人）が拡大投資する場合は、10年間までの一部法人税免除を受ける資格がある。なお、法人税免除は、会社に対する国家補助金額（以下の地図を参照）が上限に達した時に終了する。

雇用創出及び訓練・再訓練に対する補助金

新規雇用創出及び訓練・再訓練に対する補助金は、失業率が全国平均を25%以上上回る地域、または特定工業団地にのみ適用される。新規雇用創出は、以下の3水準がある。

- 特定工業団地における一人の雇用に対して CZK 300,000
- チェコ全国平均の失業率を50%以上上回る地域における一人の雇用に対して CZK 200,000
- チェコ全国平均の失業率を25%~50%の間上回る地域における一人の雇用に対して CZK 100,000

訓練・再訓練補助金は、地域別で適格訓練費用の25%ないし50%まで補助金が適用出来る。

設備投資に対する補助金

設備投資に対する補助金は、戦略的な投資プロジェクトにのみ適用される。該当するプロジェクトの設備投資補助金額は、適格投資費用の10%までとなっている。製造業及び技術センター関連プロジェクトのみが対象となっている。適格プロジェクトに対する補助金は、チェコ政府が決定する。

不動産税に対する優遇措置

5年までの不動産税免除は、特定工業団地において利用出来る。特定工業団地とは、チェコ政府により指定された団地を示す。

適格基準

あらゆる活動において、優遇措置を受ける企業は、チェコインベストにプロジェクト申請書を提出してから初めて、事業開始（機械・設備の発注を含む資産取得、建設開始）することが出来る。また、取得済みの資産及び創出済みの雇用は国家補助を受けている期間中（5年間以上）は保有する義務がある。

製造業に対する適格基準

- 3年間で1億CZK（約400万USD）以上を投資すること。特別補助対象地域及び特定工業団地では、5000万CZK以上となる。
- 5000万CZK（2500万CZK）以上が新規設備投資のこと。
- 20人以上の雇用を創出すること。

戦略的な投資

- 3年間で5億CZK（約2000万USD）以上を投資すること。
- 2億5000万CZK以上が新規設備への投資のこと。
- 500人以上の雇用を創出すること。

技術センターに対する適格基準

- 3年間で1000万CZK（約40万USD）以上を投資すること。
- 500万CZK以上が新規設備への投資のこと。
- 20人以上の雇用を創出すること。

戦略的な投資

- 3年間で2億CZK（約800万USD）以上を投資すること。
- 1億CZK以上が新規設備への投資のこと。
- 100人以上の雇用を創出すること。

ビジネス支援サービスセンターに対する適格基準

- ソフトウェア開発センターとデータセンターにおいて20人以上の雇用を創出すること。
- シェアードサービスセンター及びハイテック修理センターにおいて70人以上の雇用を創出すること。
- 顧客支援センター（コールセンター）において500人以上の雇用を創出すること。

国家補助

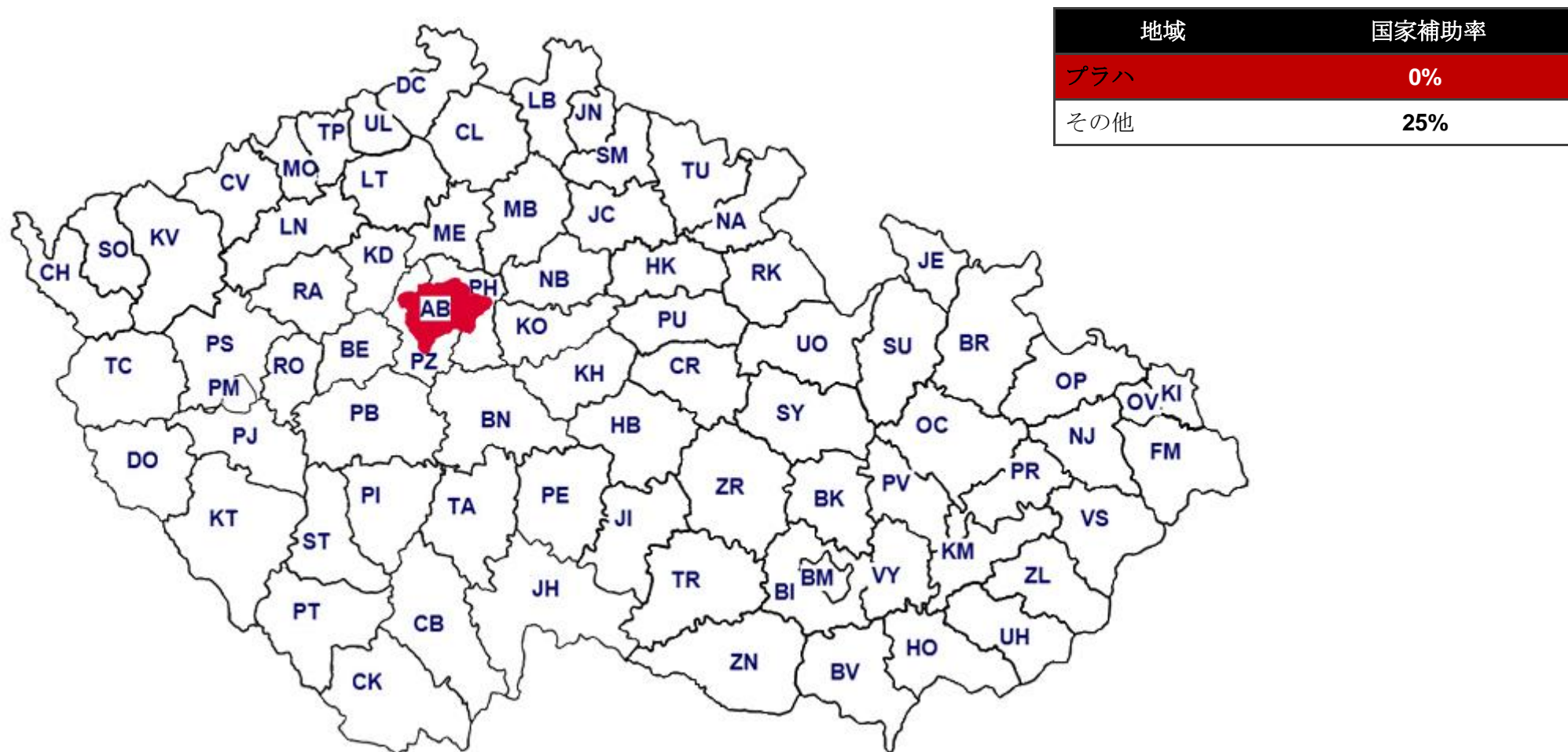
国家補助上限率は、大企業の場合、適格費用総額の25%となっている（以下の地図を参照）。データセンターの場合は、6.25%となっている。

国家補助には、税制上の優遇措置、雇用創出に対する補助金、不動産税免除、設備投資に対する補助金が含まれる。訓練・再訓練補助金は、別途支給される補助金のため、国家補助上限率に含まれない。

適格費用

資産額の半分以上が設備の場合の固定資産、或いは新規雇用の被雇用者の2年間のグロス給料額の何れかが、適格コストと見なされ、そこから最大国家補助額が算出される。

最大国家補助率（2014年～2020年）



国家補助率は、小企業の場合は20pp、中企業の場合は10pp増加される。